

# 大隅観光コンテンツPR事業業務委託仕様書

## 1 事業の目的

現在、新型コロナウイルス感染拡大で全国的に観光客が減少しており、大隅地域においても同様の状況である。そのような中、新型コロナウイルス感染症の収束後には、これまでのように海外や遠距離にある観光地を旅行先として選択するのではなく、近距離で安心・安全な場所を選択すると思われる。大隅地域を選んでもらい、来訪する旅行者を増やし、大隅地域における観光産業を盛り上げる必要がある。

新型コロナウイルス感染症の収束後に大隅地域を旅行先に選んでもらうためには、早急なPR活動が必要である。そこで、大隅地域振興局が今後県内外でPRする際に自由に使用できるPR資材の作成と、大隅地域の観光地へ誘導する標識のリニューアルを行い、鹿児島県内及び大隅地域への一次交通の結節点となっている関西圏に向け、大隅地域の観光コンテンツを積極的にPRする。

## 2 履行期限

令和5年3月31日（金）

## 3 業務内容

- (1) 観光パンフレット等の作成
- (2) 鹿児島県内、関西圏の観光客向けPR
- (3) 分野別観光パンフレットと連動した観光案内板のデザイン

## 4 業務内容の概要等

### (1) 観光パンフレット等の作成

#### ① 観光パンフレット等の作成

大隅地域の魅力を強く発信し、行ってみたくなる具体的なイメージを持って貰うため、「ツーリング」、「絶景」、「食」、「癒やし」のテーマでとりまとめたパンフレットを、紙媒体及び電子データブック（PDF及びaiファイル形式）により作成し、大隅地域振興局HP公開用QRコードを掲載すること。なお、紙媒体の印刷は以下の仕様とし、「手に取り、旅に出たくなる」質感を目標に制作すること。

サイズ：A5

ページ数：40ページ

仕様：フルカラー、冊子タイプ

紙質：マットコート紙

部数：6,500部

※仕様には、目次、紹介内容の位置を配したマップ、テーマごとの紹介各8ページ程度、大隅半島へのアクセス、ツーリングマップを盛り込むことを想定している。

## ② ポスターの作成

大隅半島の観光地の魅力を発信するため、①で作成した特定のテーマごとの内容のポスターを、紙媒体及び電子データ（PDF及びaiファイル形式）により作成し、①の観光パンフレット電子データブックの大隅地域振興局HP公開用QRコードを掲載すること。なお、紙媒体の印刷は以下の仕様とすること。

サイズ：A1

デザイン：テーマごとのデザインで計4種類、全テーマを包含したデザイン1種類

紙質：コート紙

部数：デザインごとに300部、計1,500部

色数：フルカラー4色刷り

## ③ 観光パンフレット等の配布

作成した観光パンフレット・ポスターを別添配布先一覧へ協力依頼の上、協力が得られた施設へ配布し、大隅地域の観光PRを行うこと。

## (2) 鹿児島県内、関西圏での大隅地域の観光PR活動

(1)で作成するパンフレット・ポスターの内容と連動した、大隅地域の観光PRのための広報活動を、県内及び大阪志布志航路が就航しており繋がりの深い関西圏で企画・実施すること。

なお、県内での広報活動はテレビCMの活用等を、関西圏においては、梅田、心齋橋、なんば、三宮等の繁華街に設置されているビルボード広告や駅構内ビジョン等で、デジタルサイネージによる1ヶ月程度の広報活動を想定しているが、より効果的と思われる方法であればこの限りではないので、積極的な企画提案を期待している。

## (3) (1)で作成する分野別観光パンフレットと連動した観光案内板のデザイン

(1)で作成する分野別観光パンフレットと連動した観光案内板16基のデザインを作成し、令和4年10月31日（月）までに電子データ（PDF及びaiファイル形式）を提供すること。なお、観光案内板の設置箇所は別紙資料に記載の既存の案内板を更新するものとする。

## 5 事業完了の報告及び成果の報告

全ての事業終了後、令和5年3月31日（金）までに事業完了報告書を提出すること。また、受託事業者が提出すべき成果物は以下のとおりとする。

(1) 委託事業の実施内容をまとめた報告書

(2) 作成物及び報告書については、電子データでも納品すること。

(3) 作成した観光パンフレット、ポスター等にあっては現物を、動画等の場合は、電子データで納品すること。

## 6 著作権等

- (1) 本件業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件業務により得られる全ての成果物・著作物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）については、委託者に譲渡することとする。  
また、本件業務の成果物については、委託者又は委託者の承認を得た者の名において行われる広報活動等に利用できるものとする。この場合は、受託者は別途料金を請求しないものとする。
- (3) 本件業務により納品する動画については、その全部又は一部について、原則として第三者が権利を有するものを使用しないこととする。  
やむを得ず第三者が権利を有する写真又は動画を使用する場合は、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を、全て受託者が負うこと。
- (4) 本件業務により納品する写真及び動画については、肖像権の問題が生じないよう配慮すること。
- (5) 上記(1)から(4)の規定は、受託者が更に第三者に業務の全部又は一部を委託した場合に準用する。
- (6) 本件業務の成果物について、鹿児島県が行う観光PRや広報活動等の目的のため編集を要する場合の取扱いについては、別途鹿児島県と受託者で協議の上決定する。
- (7) その他、著作権等の取扱いについて疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。

## 7 実施計画

企画提案された計画に基づき実行していくが、詳細な業務の実実施計画や計画変更については、委託者と調整の上実施すること。

## 8 追加提案

本仕様に定めのない内容であっても、本事業での目的達成に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。

なお、追加提案の効果等を踏まえ、企画提案内容を変更し実施する場合がある。この場合、委託者と協議の上、委託者の判断において実施する。

但し、原則委託費の範囲内で業務執行を行う。

## 9 その他

上記のほか、事業の実施において必要な事項については事前に委託者と協議すること。